

## 1 はじめに

静岡県は多彩で高品質な全国屈指の花の生産県であり、一年をとおして花を楽しむ名所や花に関わる人材も豊富です。こうした潜在的な「場の力」を最大限活用し、新たな花の需要の創出や花き生産の振興を図り、暮らしの様々な場面で花と緑があふれる ふじのくに「花の都しずおか」を実現するため、平成26年3月に「ふじのくに『花の都しずおか』基本構想」を策定しました。

「花の都」を実現するため基本構想では、「人材の育成と活動支援」を施策のひとつの柱に据え、「花・緑のつくり手・使い手づくり」を進めることとしています。

そして、花に関わる「人材の育成と活動支援」の中核を担う仕組みとして、「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」を登録しています。

### ふじのくに「花の都しずおか」基本構想（平成26年3月策定 静岡県）

目指す姿：春夏秋冬 花と緑があふれる ふじのくに「花の都しずおか」

#### 施策体系

##### I 花の文化の継承と創造

1. 花を取り入れた生活の提案
2. 県民が県産花きを「買う」「贈る」「飾る」仕組みづくり
3. 花と緑にあふれた美しい地域づくり

##### II 花き生産の振興

1. ビジネス経営体を核とした産地構造改革の推進
2. 新たな生産技術の開発と普及
3. 時代に対応した流通体制の整備と販路の拡大

##### III 人材の育成と活動支援

1. 子どもの頃から花に親しむ機会の増大
2. 花・緑のつくり手・使い手づくり
3. 人材のネットワーク化

##### IV 情報の集積・発信

1. 花に関する情報の集積・拠点づくり
2. 「花の都」の情報発信
3. フラワーツーリズムの推進



## 2 ふじのくに花の都しずおかアドバイザーとは

ふじのくに花の都しずおかアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）は、花に関する優れた技術や知識を持った人材で、県が登録して情報発信し、県民の皆様に広く知らせ、利用していただくものです。

名簿に掲載したアドバイザーは、国や公で認められた団体が行う花や緑に関する資格認定制度の有資格者、花に関する県域団体や市町・地域花の都推進協議会から推薦をされた方を県が登録しています。

アドバイザーは、花や緑による快適な環境づくりに取り組んでいる又はこれから取り組もうとする個人、団体、学校、事業所等に対し、花壇の設計や管理、花の装飾方法、花育などの指導助言を行います。

本名簿は、アドバイザーの専門とする分野を「花を育てる」「花を飾る（フラワーアレンジ・いけばな部門）」「花を飾る（花壇作り・寄せ植え部門）」に大別して掲載してあります。

### □ 専門分野の概要

#### I 花を育てる

植物の特徴や育てるポイントを中心にアドバイスします。

#### II 花を飾る（フラワーアレンジ・いけばな部門）

フラワーアレンジやいけばななど、屋内に花を美しく飾る技術を中心にアドバイスします。

#### III 花を飾る（花壇作り・寄せ植え部門）

花壇やハンギングバスケットなど、屋外を花で飾る技術を中心にアドバイスします。

※ アドバイザーは専門分野により大別してありますが、複数の分野のアドバイスができる場合が多いので、あわせて名簿の「得意分野」の欄も参考にしてください。



### 3 アドバイザーを活用される皆様へ

#### (1) アドバイザーを活用できる方

花壇の設計や管理、花の装飾方法、花育など花や緑による快適な環境づくりや教育、文化に関わる活動に関して指導や助言を受けようとするものであれば、個人、団体（学校、企業や商店、病院・福祉施設等）を問わず、どなた（以下、「県民等」という。）でも活用できます。

#### (2) アドバイスを受けられる内容

アドバイザーによって専門や得意とする分野が異なります。

依頼に当たっては、名簿（個票）の「専門分野」（花を育てる、花を飾る）や「得意分野」（花壇づくり、寄せ植え・コンテナガーデン、ハンギングバスケット、フラワーアレンジメント、花育講座等）を参考にしてください。

また、アドバイザーによって活動の範囲や対応できる人数が異なりますので、同名簿の「講習等範囲」や「講習等受入人数」を併せて参考にしてください。

#### (3) アドバイザーへの依頼

名簿に掲載されている連絡先に直接連絡してください。その際に本冊子「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー名簿」又は静岡県のウェブサイト「花の都しずおか情報館」（URL:<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-360>）を見て連絡した旨を告げてください。

#### (4) アドバイザーに掛かる経費

アドバイスを受ける内容やアドバイザーにより指導・助言等に掛かる経費は、個別に異なりますので、依頼の際にアドバイザーと打ち合わせの上、決定してください。また、経費はアドバイザーに直接お支払いください。

#### 4 アドバイザーの皆様へ

(1) アドバイザーの任期

アドバイザーの任期は、登録された年度を含む4年です。また、再任は妨げません。

(2) 依頼の受諾

県民等からアドバイスの依頼の連絡があった場合は、その内容を確認の上、経費等を確定し受諾してください。

(3) 実績報告

アドバイザーは、毎年度1回以上の活動を行ってください。

活動の実績は、当該年度の3月20日までに、「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー設置要領」第9条により報告してください。

問合せ先

アドバイザーに関する不明な点は、下記の最寄りの農林事務所又は農芸振興課にお問合せください。

問合せ先	電話番号
賀茂農林事務所地域振興課	0558-24-2079
東部農林事務所企画経営課	055-920-2160
富士農林事務所生産振興課	0545-65-2194
中部農林事務所生産振興課	054-286-9020
志太榛原農林事務所生産振興課	054-644-9223
中遠農林事務所企画経営課	0538-37-2272
西部農林事務所生産振興課	053-458-7217
経済産業部農業局農芸振興課花き振興班	054-221-2679